

# 農地の賃貸借情報をお知らせします

農地の賃貸借料を決める際の目安として、市内各地域の平成28年賃貸借料情報をお知らせします。

- 賃貸借料水準表は目安です。実際の賃貸借料は、話し合いで決めてください。
- 最近の使用貸借(賃貸借料0円)が多くなっています。

## ◎加東市における農地の賃貸借料水準表(平成28年1月~12月)

| 地域   | 1区画当りの面積による区分    | 平均額   | 最高額    | 最低額   | データ数 |
|------|------------------|-------|--------|-------|------|
| 社地域  | 1,000㎡以上の田       | 8,000 | 11,570 | 2,400 | 167  |
|      | 500㎡以上1,000㎡未満の田 | 7,000 | 11,000 | 1,500 | 68   |
|      | 500㎡未満の田         | 7,700 | 11,500 | 1,550 | 67   |
|      | 使用貸借の数(筆)        | —     | —      | —     | 246  |
| 滝野地域 | 1,000㎡以上の田       | 8,300 | 10,000 | 5,500 | 11   |
|      | 500㎡以上1,000㎡未満の田 | 7,800 | 8,000  | 7,500 | 8    |
|      | 500㎡未満の田         | 8,900 | 10,000 | 8,000 | 9    |
|      | 使用貸借の数(筆)        | —     | —      | —     | 62   |
| 東条地域 | 1,000㎡以上の田       | 7,200 | 12,000 | 2,200 | 63   |
|      | 500㎡以上1,000㎡未満の田 | 6,100 | 10,000 | 3,000 | 31   |
|      | 500㎡未満の田         | 6,300 | 9,000  | 3,000 | 34   |
|      | 使用貸借の数(筆)        | —     | —      | —     | 144  |
| 市全体  | 1,000㎡以上の田       | 7,800 | 12,000 | 2,200 | 241  |
|      | 500㎡以上1,000㎡未満の田 | 6,800 | 11,000 | 1,500 | 107  |
|      | 500㎡未満の田         | 7,400 | 11,500 | 1,550 | 110  |
|      | 使用貸借の数(筆)        | —     | —      | —     | 452  |

※平均額は算出結果を四捨五入し、100円単位としています。  
 ※賃貸借料が、著しく低額(前年平均額の20%未満)および高額(前年平均額の200%以上)なものは、平均額の算出から除いています。

問い合わせ 農業委員会事務局(庁舎3階) ☎43-0528



2月・3月は上下水道料金の滞納整理強化月間  
**滞納はさせない! 許さない!**  
 集中訪問徴収で滞納整理を強化します!

上下水道利用者負担の公平性を確保するため、7月、12月に続き、2月・3月にも滞納整理強化月間を実施します。期間中は、電話・文書での催告と訪問により、滞納料金の回収と、納期限内納付厳守の指導を徹底します。再三の督促・催告にも関わらず、料金を納付しない滞納者には、『給水停止処分』を執行します。給水停止処分は、滞納額の全額を納付しない限り、絶対に解除しません。給水停止処分により、いかなる損害が生じても、加東市は一切の責任を負いません。給水を停止しても、なお納付しない場合は、法的に給付や預金などの財産を差し押えます。

## 平成28年12月上下水道料金滞納整理強化月間の成果

|      |                    |
|------|--------------------|
| 催告件数 | 470件               |
| 徴収金額 | 電話催告<br>3,221,010円 |
|      | 訪問催告<br>2,773,162円 |

問い合わせ  
 上下水道部管理課  
 水道お客さまセンター  
 (庁舎3階)  
 ☎43-0539

失業や病気など予期しない事情により、一時的に納めることが困難な場合は、そのまま放置せず、早急にご相談ください。やむを得ない事情と市が認めた場合に限り、納付誓約による分割納付などの猶予措置をとる場合があります。

## 督促・催告・訪問徴収・給水停止予告・給水停止執行の対応状況

|             | 文書督促   | 文書催告 | 電話催告   | 訪問徴収 | 給水停止予告 | 給水停止執行 |
|-------------|--------|------|--------|------|--------|--------|
| 平成28年4月~12月 | 3,783件 | 309件 | 806件   | 675件 | 219件   | 142件   |
| 平成27年度      | 4,674件 | 596件 | 1,012件 | 975件 | 521件   | 212件   |
| 平成26年度      | 4,692件 | 715件 | 820件   | 648件 | 665件   | 282件   |

# あなたのおうちは地震に耐えられますか?

昭和56年5月以前に建築された住宅は、阪神・淡路大震災で大きな被害が報告されています。耐震診断を受け、自分の住まいの状況を確認しましょう。

加東市では、耐震診断に補助制度を設けており、次の条件を満たす市内の住宅であれば、市場価格よりも安価で診断が受けられます。

### ■対象となる住宅

- 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工したもの
- 店舗併用住宅などの場合は、住宅として使用している部分が延べ面積の半分を超えるもの
- ※ツーバイフォー住宅・丸太組工法や建築基準法第38条に規定する認定工法の住宅は対象外です。

### ■手数料

1棟あたり3,090円(木造戸建住宅の場合)

**耐震診断で『危険』または『やや危険』と診断された場合には、補助制度が利用できます!**

- ◆住宅建替補助……………市補助 定額100万円
- ◆住宅耐震化補助………県・市補助 上限130万円
- ◆部分型耐震化補助……県・市補助 定額50万円
- ◆防災ベッド等設置補助…市補助 定額10万円

耐震改修には、上記のような補助制度があります。ぜひご検討ください。

問い合わせ まち・農整備部地域整備課(庁舎3階) ☎43-0517

# 防災行政無線 放送は3月1日(水)開始

## 放送の種類と時間帯

- ①定時放送…19時30分
  - イベント情報 ○公共施設の開閉館情報など
- ②臨時放送…①以外で、必要により放送。
  - イベントの中止告知 ○不審者情報
  - 地区・学校からのお知らせなど
- ③緊急放送…時間に関わらず最優先で放送。
  - 避難情報(避難勧告等や避難所開設情報など)
  - 緊急地震速報 ○火災情報など

○加東市防災行政無線コールセンター(3月末まで)  
 ・平日の9時~18時 ☎38-7949  
 ・夜間・休日 ☎080-9269-9693  
 ○協働部防災課(庁舎4階) ☎43-0403

## 緊急放送は屋外拡声器でも!



闘竜灘・滝野中学校・河高3班構造改善センターにある屋外拡声器では、毎日正午にチャイムを流し、河川の氾濫などの緊急時には、戸別受信機と同じく緊急放送を流します。

## =放送開始までに=

- 電源コードを差し込み、電源をONにしてください。
- 試験放送(毎週日曜日19時30分)で、正しく聞けることを確認してください。
- 音声が届かない等の不具合があれば、コールセンターまでご連絡ください。